岩手県薬剤師会 薬局ビジョン推進委員会 委員長 村井 利昭

## 医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施について(お願い)

平素より、本会会務・事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度医薬品販売制度実態把握調査(調査期間:令和4年 II 月~令和5年2月)の結果が公表され、医薬品販売ルールの遵守率に大幅な低下が見られた項目があり、具体的には、第1類医薬品販売に際して情報提供された内容を理解したかどうかの確認について「確認があった」は全体で57.7%(薬局で56.4%)であったほか、濫用等のおそれのある医薬品を複数購入したときの対応が「適切であった」割合は全体で76.5%(薬局で47.1%)と遵守状況が大きく悪化しており、看過できない状況となっています。また、今回は、一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キット販売に係る調査も実施されましたが、使用者が検査後に適切な行動をするための情報提供がほとんどなされていなかったという調査結果となりました。

そこで、日本薬剤師会から、「会員の従事する薬局・店舗が医薬品販売制度における法令を 遵守していることを確認する目的で、薬局・店舗においては、まず全項目について点検し、 不十分な項目があれば改善を行った後に、さらに重点項目を確認した上で、適切に実施でき る状態であることを各都道府県薬剤師会にご報告いただきたい」旨の要請がありました。

つきましては、<u>別添「自己点検表」を用いて、点検・記入いただき、令和5年10月13日</u>(金)までに、FAXまたはメール添付により当会事務局までご報告いただきたく存じます。 業務ご多忙の折、お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 医薬品販売制度対応に関する自己点検 手順

- I. 自己点検表(全体版)等のツール(参考 I ~ 3等)を用いて、自薬局・店舗の販売ルールの遵守状況の再確認を行ってください。
  - ※ 自己点検表(全体版)による報告は必要ありませんが、不十分な項目があれば改善を行った上で、該当する全ての項目が適切に実施できる状態に改善していることを確認してください。
- 2. 別添「要報告 令和5年度 医薬品販売制度に関する自己点検」用紙の「自己点検【重点項目】」を確認し、不十分な項目があれば改善を行った上で、適切に実施できる状態に改善していることを確認してチェック団いただき、薬局名・管理者名・連絡先を記入の上、岩手県薬剤師会事務局にFAXまたはメール添付によりで報告してください。

FAX 0.19-653-2273EX- $\nu$  ipalhead@rose.ocn.ne.jp

【報告期限】令和5年10月13日(金)